

3月17日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。基本的対処方針等に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。

事務連絡
令和4年3月18日

都道府県
各 指定都市 認定こども園担当課 御中
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更 及び認定こども園等における対応について

このたび、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」が変更されましたので、お知らせいたします。

新たな対処方針における認定こども園に関する主な記載は下記のとおりです。認定こども園については、保育所同様、保育の必要性のある子どもの受け皿となっていること、地域の保育機能の維持の観点から、「保育所、認定こども園等」として記載されているところですが、引き続き、認定こども園の類型や在籍する園児の状況、地域の状況等に応じて、柔軟に「学校等」に関する記載も参考としていただきつつ、対応をお願いいたします。

なお、厚生労働省より「保育所等における新型コロナウイルス検査にかかる関連事務連絡（集中的実施計画に基づく検査の対象、頻度等）の周知について」（令和4年3月17日付け厚生労働省事務連絡）が、文部科学省より「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について」（令和4年3月17日付け文部科学省事務連絡）が発出されておりますので、併せてお知らせいたします。

つきましては、下記の内容をご確認の上、適切な対応をお願いします。

また、このことについて、管内の認定こども園及び市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 新たな新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_040317.pdf

(関連する主な記載の抜粋) ※変更箇所について、追記部分には下線を引いています。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

(5) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

2) 学校等

- ・ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を基本としつつ、特に感染リスクが高い教育活動については、同マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的には実施を控える、又は感染が拡大していない地域では慎重に実施を検討するといった対応を行う。
- ・ 学齢期の子どもがいる医療従事者等の負担等の家庭・地域の社会経済的事情等を考慮し、学校全体の臨時休業とする前に、地方公共団体や学校設置者の判断により、児童生徒等の発達段階等を踏まえた時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態を実施する。また、学校の臨時休業は、感染状況を踏まえ、学校設置者の判断で機動的に行い得るものであるが、感染者が発生していない学校全体の臨時休業については、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等を踏まえ、慎重に検討する。
- ・ 地域の実情に応じ、感染者が発生した場合の早期の幅広い検査の実施、発熱等の症状がある教職員の休暇取得の徹底や、教職員に対する早期のワクチンの3回目接種等を行う。
- ・ 感染が拡大している又は高止まりしている地域において、学校等でクラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、教職員に対する検査の頻回実施、部活動等における感染リスクの高い活動の制限を行う。
- ・ なお、大学等においても適切に対応する。

3) 保育所、認定こども園等

- ・ 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所を要請するとともに、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持する。
- ・ 発熱等の症状がある児童の登園自粛を徹底する。
- ・ 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育の実践を行う。
- ・ 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛する。
- ・ 発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨める。ただし、2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応する。

マスクを着用する場合には、息苦しくないか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させる必要はないこと。さらに、一律に着用を求めたり、児童や保護者の意図に反して実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁

寧に周知し、適切な運用につなげる。

- ・ 地域の実情に応じ、感染者が発生した場合の早期の幅広い検査の実施、発熱等の症状がある職員の休暇取得の徹底や、職員に対する早期のワクチンの3回目接種等を行う。
- ・ 感染が拡大している又は高止まりしている地域において、保育所等でクラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、職員に対する検査の頻回実施を行う。
- ・ なお、放課後児童クラブ等においても同様の取扱いとする。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) サーベイランス・情報収集

- ⑥ オミクロン株の濃厚接触者の待機期間について、これまでに得られた科学的知見に基づき、14日から10日に、さらに10日から7日に短くしているが、家庭内で感染があった場合を含め、2日にわたる検査が陰性であった場合に、5日目に待機を解除する取扱いを実施できることとする。加えて、医療機関、高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者について、一定の要件の下、毎日検査による業務従事を可能とする。

(4) 検査

- ② (略) 緊急事態措置区域や重点措置区域においては、保健所の判断を待たずに、医師による陽性者の同居家族等への検査を促進する。これらの区域に指定された特定都道府県等は、集中的実施計画を策定し、感染多数地域の高齢者施設、保育所、幼稚園、小学校等の従業者等に対する検査の頻回実施を行う。また、感染が収束傾向にある地域であっても、地域の実情に応じ、感染者が発生した場合に早期の幅広い検査を実施する。

2. 上記のほか、今回の基本的対処方針の変更を踏まえた厚生労働省事務連絡（「保育所等における新型コロナウイルス検査に係る関連事務連絡（集中的実施計画に基づく検査の対象、頻度等）の周知について」（令和4年3月17日付け事務連絡））（添付資料1）、文部科学省事務連絡（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について」（令和4年3月17日付け事務連絡））（添付資料2）についても、適宜ご参照ください。

(本件担当)

内閣府子ども・子育て本部参事官付

(認定こども園担当)

Tel : 03 (6257) 3095

Fax : 03 (3581) 2521

事務連絡
令和4年3月17日

各 都道府県 保育主管部（局）御中
市町村

厚生労働省子ども家庭局保育課

保育所等における新型コロナウイルス検査にかかる関連事務連絡
（集中的実施計画に基づく検査の対象、頻度等）の周知について

今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年3月17日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が変更され、基本的対処方針の「二（5）3）保育所、認定こども園等」において、保育所等の検査について以下が追記されました。

- ①地域の実情に応じ、感染者が発生した場合の早期の幅広い検査の実施
- ②感染が拡大している又は高止まりしている地域において、保育所等でクラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、職員に対する検査の頻回実施を行う。

上記①については、基本的対処方針の「三（4）検査」の②において「感染が拡大している地域においては、高齢者施設等の有症状の入所者・従事者等に対し、幅広い検査を実施する」また「感染が収束傾向にある地域であっても、地域の実情に応じ、感染者が発生した場合に早期の幅広い検査を実施する」とされている幅広い検査（以下、「幅広検査」という。）を指し、上記②については、基本的対処方針の「三（4）検査」の②において「緊急事態措置区域や重点措置区域においては、（中略）これらの区域に指定された特定都道府県等は、集中的実施計画を策定し、感染多数地域の高齢者施設、保育所、幼稚園、小学校等の従業者等に対する検査の頻回実施を行う」とされている集中的実施計画に基づく検査（以下、「集中検査」という。）を指します。

また、今回の基本的対処方針の変更を踏まえ、今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から標題に関する事務連絡（別添）が発出され、

○集中検査について

- ・ 集中検査の対象施設については、高齢者施設等を基本とし、保育所や小学校等も対象とすることができること及びまん延防止等重点措置区域以外の区域であっても集中検査の実施が可能であることを再周知するとともに、保育所や幼稚園、小学校等を集中検査の対象とすることについて検討をお願いする。
- ・ 検査頻度は、できる限り週に1回程度実施、少なくとも2週間に1回程度実

施することを願いますとともに、PCR 検査や抗原定量検査での週に 1 回程度の実施が困難な場合において、抗原定性検査をより頻回に実施することについて検討を願います。ただし、抗原定性検査の場合、検体中のウイルス量が少ない場合には、感染していても結果が陰性となる場合があるため、陰性の場合でも感染予防策の継続を徹底すること。

○幅広検査について

- これまでも感染が拡大している地域においては、高齢者施設等の有症状の入所者・従事者等に対し、幅広い検査を実施するよう依頼してきたが、新規陽性者数が減少傾向となる収束期においても、高齢者施設等はもとより、保育所や幼稚園、小学校等に対し、地域の実情に応じ、感染者が発生した場合には、幅広い検査を実施するようお願いする。

こと等について、示されました。（「高齢者施設や保育所、幼稚園、小学校等の従業者等に対する検査の実施について」（令和 4 年 3 月 17 日事務連絡））

保育主管部（局）におかれましては、保育所等でのクラスターが多発していたり、保育所の設置者や職員、保護者などから検査実施の要望が多数寄せられているなど、保育所等の検査を集中検査に位置付けることを希望する場合は、衛生主管部（局）に積極的に働きかけを行うことを御検討ください。

また、衛生主管部（局）と連携し、地域の検査方針を確認のうえ、保健所等から保育所等へ受検要請があった場合には、保育所等ができる限り職員等に検査を受けさせるよう管内周知をお願いいたします。

なお、事務連絡（別添）の発出に伴う「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について（第十三報）（令和 4 年 2 月 15 日）」の改正は追って行います。

問い合わせ先：

厚生労働省子ども家庭局保育課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

・ 03-5253-1111（内線：4832, 4854）

事務連絡
令和4年3月17日

{ 都道府県 }
{ 保健所設置市 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者等に対する検査の実施について

今般、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年3月17日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、

- ・ 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域に指定された特定都道府県等においては、「集中的実施計画を策定し、感染多数地域の高齢者施設、保育所、幼稚園、小学校等の従業者等に対する検査の頻回実施を行う」
- ・ 「感染が拡大している又は高止まりしている地域において」、高齢者施設や保育所、学校等で「クラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、職員に対する検査の頻回実施を行う」
- ・ 「感染が収束傾向にある地域であっても、地域の実情に応じ、感染者が発生した場合に早期の幅広い検査を実施する」

とされたところです。これを踏まえ、下記のとおりお示ししますので、対応を御願いたします。

記

1. 集中的実施計画に基づく検査の実施について

(1) 検査の対象施設等について

- 集中的実施計画に基づく検査の対象施設については、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」（令和4年1月7日（令和4年2月18日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）により、高齢者施設等を基本とし、保育所や小学校等も対象とすることを検討するよう依頼してきたところですが、今般の基本的対処方針の見直しを受け、地域の感染状況を踏まえ、高齢者施設等に加え、保育所や幼稚園、小学校等を対象とすることを改めて検討してください。
- なお、令和4年3月21日をもって、全ての都道府県においてまん延防止等重点措置区域の指定が終了したところであり、必ずしも、集中的実施計画に基づく検査を行

う必要はなくなりますが、まん延防止等重点措置区域に指定されていない場合であっても、集中的実施計画を策定し、検査を実施することは可能ですので、地域の感染状況を注視し、必要と判断する場合には、高齢者施設等、保育所、幼稚園、小学校等において集中的検査を実施するようにしてください。

上記の集中的検査は従来どおり、行政検査として、公費負担（国が感染症予防事業費等負担金として2分の1を負担）での実施となります。また、行政検査ではなく地方単独事業等として集中的検査を実施する場合も集中的実施計画の対象となります。この場合、内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の地方単独事業分等の活用も可能です。

(2) 検査方法及び頻度について

○ 集中的実施計画に基づく検査については、

- ・ 検査方法は、個別検体によるPCR検査、個別検体による抗原定量検査、検体プール検査法によるPCR検査、抗原定性検査などを定めること
- ・ 頻度は、できる限り週に1回程度実施すること。全ての対象施設において週に1回程度実施することが困難な場合であっても、少なくとも2週間に1回程度実施すること

等をお示ししているところです。

○ 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第5.1版）」においては、「感染拡大地域の医療機関や高齢者施設等での定期的な検査において、核酸検出検査等では頻回な実施が困難な場合に、抗原定性検査をより頻回に実施することは有効である」とされているところであり、PCR検査や抗原定量検査での週に1回程度の実施が困難な場合において、抗原定性検査をより頻回に実施することも検討してください。

なお、抗原定性検査の場合、検体中のウイルス量が少ない場合には、感染していても結果が陰性となる場合があるため、陰性の場合でも感染予防策の継続を徹底すること等、「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」（令和3年1月22日事務連絡）に示された留意点を十分踏まえてください。

2. 感染者が発生した場合における幅広い検査の実施について

- これまでも感染が拡大している地域においては、高齢者施設等の有症状の入所者・従事者等に対し、幅広い検査を実施するよう依頼してきたところですが、新規陽性者数が減少傾向となる収束期においても、高齢者施設等はもとより、保育所や幼稚園、小学校等に対し、地域の実情に応じ、感染者が発生した場合には、幅広い検査を実施するようお願いいたします。

以上

3月17日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、お知らせします。なお、学校関係の記載については、発熱等の症状がある教職員の休暇取得の徹底等が追記されましたのでお知らせします。

事務連絡
令和4年3月17日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等
について

このたび、内閣総理大臣より、北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県及び熊本県について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「まん延防止等重点措置（以下「重点措置」という。）」が令和4年3月21日をもって終了することとなりました。

これに伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」が変更されましたので、お知らせします。

1. 基本的対処方針における学校等の取扱いについて

新たな対処方針における学校の取扱いに係る記載は下記のとおりです。特に、発熱等の症状がある教職員の休暇取得の徹底については、これまでも、令和3年12月10日付け事務連絡でお知らせした「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」において示しているところですが、改めて徹底をお願いいたします。

なお、保健所による濃厚接触者の特定や行動制限を含めた積極的疫学調査を集中的に実施することに関する学校における取り扱いについては、本日発出した事務連絡「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び

行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について」(令和4年3月17日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)及び「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について(更新)」(令和4年3月17日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)において示しているとおりであり、これらを踏まえた対応をお願いいたします。

また、12歳から17歳までの児童生徒に対する3回目のワクチン接種に関して、以下のとおり追記されましたのでお知らせいたします。

※新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(抜粋)

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

(2) ワクチン接種の促進

12歳から17歳までの方への3回目接種については、今後、厚生科学審議会における必要な審議等を経た上で、予防接種法に基づく予防接種として位置づけられた場合には、令和4年4月以降に接種を開始できるよう、自治体において準備を進める。

2. 学校における感染症対策について

学校におけるオミクロン株に対応した感染症対策については、春季休業に際しての対応に関する留意事項について改めてお示しする予定です。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校(高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。)及び域内の市(指定都市を除く。)区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市(指定都市及び中核市を除く。)区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して本件を周知されるようお願いいたします。

記

新たな新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryu/kihon_r_040317.pdf

(関連する記載の抜粋) ※変更箇所について、追記部分には下線を引き、削除部分には取り消し線を引いています。

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

(6) オミクロン株の発生と感染拡大

(略) オミクロン株の濃厚接触者の待機期間について、これまでに得られた科学的知見に基づき、順次短くしている。14日から10日に、さらに10日から7日に短くするとともに、地域における社会機能の維持のために必要な場合には、自治体の判断により、社会機能を維持するために必要な事業（別添に掲げる事業を参考として、自治体が適当と認める事業）に従事する者に限り、2日にわたる検査が陰性であった場合に、5日目に待機を解除する取扱いを実施できることとしている。加えて、常に接触のある家庭内では、感染者の発症日又は感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、待機期間を7日間（8日目解除）としている。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

(5) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

2) 学校等

- ・ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を基本としつつ、特に感染リスクが高い教育活動については、同マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的には実施を控える、又は感染が拡大していない地域では慎重に実施を検討するといった対応を行う。
- ・ 学齢期の子どもがいる医療従事者等の負担等の家庭・地域の社会経済的事情等を考慮し、学校全体の臨時休業とする前に、地方公共団体や学校設置者の判断により、児童生徒等の発達段階等を踏まえた時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態を実施する。また、学校の臨時休業は、感染状況を踏まえ、学校設置者の判断で機動的に行い得るものであるが、感染者が発生していない学校全体の臨時休業については、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等を踏まえ、慎重に検討する。
- ・ 地域の実情に応じ、感染者が発生した場合の早期の幅広い検査の実施、発熱等の症状がある教職員の休暇取得の徹底や、教職員に対する早期のワクチンの3回目接種等を行う。
- ・ 感染が拡大している又は高止まりしている地域において、学校等でクラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、教職員に対する検査の頻回実施、部活動等における感染リスクの高い活動の制限を行う。
- ・ なお、大学等においても適切に対応する。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(2) ワクチン接種

- ④ 3回目追加接種については、2回目接種完了から8か月以上経過した方に順次、接種することを原則としていたが、感染防止に万全を期する観点から、まずは、重症化リスクが高い高齢者などの方々の接種間隔を前倒しするとともに、接種を加速化し、並行して、予約に空きがあれば、できるだけ多くの一般の方にも更に接種間隔を前倒して接種する。

併せて、一般の方への接種を実施するに当たって、各自治体の判断により、教職員、保育士、警察官、消防職員など、地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等に対して優先的に3回目追加接種をするような取組を進める。

3回目追加接種に使用するワクチンについては、1回目・2回目に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNA ワクチンを用いる。

また、引き続き1回目・2回目未接種者に対する接種機会を確保し、接種を促進する。これらの接種に使用するワクチンについて、安定的な供給を行う。

(3) サーベイランス・情報収集

⑤ 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、地域の感染状況や保健所の実施体制等に応じて、積極的疫学調査を実施し、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行うことを原則としつつ、オミクロン株の特徴（潜伏期間と発症期間が短い）や感染拡大の状況を踏まえ、地域の実情に応じ、保健所による積極的疫学調査については、医療機関や高齢者施設等、特に重症化リスクが高い方々が入院・入所している施設における感染事例に集中化する。

このような状況においては、国民ひとりひとりが基本的な感染対策を徹底することが重要である。特に、症状がある場合などには、保健所等による濃厚接触者の特定等を待つことなく、出勤、登校等の自粛を含めた感染対策を自主的に講じることが重要である。

その上で、積極的疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定について、保健所等による対応が可能な自治体においては、引き続き、幅広く行うこととしつつ、オミクロン株が主流の間は、濃厚接触者の感染リスクが低い事業所等において、保健所等による濃厚接触者の特定を行わない場合は、出勤については一律に制限を行わず、感染者と接触があった者に対して、重症化リスクの高い方との接触や感染リスクの高い場所への外出を控えることを促す等、状況に応じた自主的な感染対策の徹底を求める。一方で、重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関や高齢者施設等について、当該施設等からの報告等に基づき、濃厚接触者の特定を含めた積極的疫学調査を集中的に実施し、行動制限を求める。また、感染するリスクの高い家庭内の濃厚接触者についても、保健所等による特定・行動制限を実施する。

⑥ オミクロン株の濃厚接触者の待機期間について、これまでに得られた科学的知見に基づき、14日から10日に、さらに10日から7日に短くしているが、家庭内で感染があった場合を含め、2日にわたる検査が陰性であった場合に、5日目に待機を解除する取扱いを実施できることとする。加えて、医療機関、高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者について、一定の要件の下、毎日検査による業務従事を可能とする。

(4) 検査

② (略) 緊急事態措置区域や重点措置区域においては、保健所の判断を待たずに、医師による陽性者の同居家族等への検査を促進する。これらの区域に指定された特定都道府県等は、集中的実施計画を策定し、感染多数地域の高齢者施

設、保育所、幼稚園、小学校等の従業者等に対する検査の頻回実施を行う。また、感染が収束傾向にある地域であっても、地域の実情に応じ、感染者が発生した場合に早期の幅広い検査を実施する。

- ~~⑤ 大学、専門学校、高校、特別支援学校や、中学校、小学校、幼稚園等に対して、約 125 万回分の抗原定性検査キットを配布し、発熱等の症状がある場合には、自宅で休養することや、医療機関の受診を原則とした上で、直ちには医療機関を受診できない場合等において、教職員や学生、速やかな帰宅が困難であるなどの事情のある児童生徒（小学校 4 年生以上）を対象として抗原定性検査キットを活用した軽症状者（発熱、せき、喉の痛み等軽い症状を有する者をいう。以下同じ。）に対する迅速な検査を実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的に PCR 検査等を行政検査として実施する。~~

(5) まん延防止

5) 学校等の取扱い

- ① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業もより一層活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会等については、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛（ただし、対象者全員検査の実施等により、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動について可能とする。))を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。また、大学、高等学校等における軽症状者に対する抗原定性検査キット等の活用（部活動、各種全国大会前での健康チェック等における活用を含む。）や、中学校、小学校、幼稚園等の教職員や速やかな帰宅が困難であるなどの事情のある児童生徒（小学校 4 年生以上）への抗原定性検査キットの活用を奨励する。また、教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう、大学拠点接種を実施する大学に対し、地域の教育委員会や学校法人が大学拠点接種会場での接種を希望する場合の積極的な協力を依頼するとともに、地方公共団体に対し、大規模接種会場の運営に当たり、教育委員会や私学担当部局がワクチン担当部局と連携し、希望する教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう取組を行うなどの配慮を依頼する。大学入試、高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。
- ② 都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

(別添)事業の継続が求められる事業者

5. その他

- ・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

<p><本件連絡先> 文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)</p>
